

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

(平成二十四年三月十四日)

(厚生労働省告示第百二十二号)

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第二項第一号及び第二十一条の五の四第二項第二号の規定(これらの規定を同法第二十一条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。)に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

一 指定通所支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)及び基準該当通所支援(法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1、第3、第4及び第5により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定するものとする。

二 前号の規定にかかわらず、次に掲げる指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、令和九年三月三十一日までの間、それぞれ次に掲げる額を算定するものとする。

イ 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。)附則第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所(指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)において難聴児に対し行う指定児童発達支援 別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表第1により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額

ロ 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所(一部改正府令附則第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援 別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表第2により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額

ハ 旧指定医療型児童発達支援事業所(一部改正府令附則第二条及び第三条の規定により

なお従前の例によるものとされた指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)又は旧指定発達支援医療機関(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)附則第四条第二項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。)において肢体不自由(法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童(以下「肢体不自由児」という。)又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援 別表 2 経過的障害児通所給付費等単位数表第 3 により算定する単位数に十円を乗じて得た額

三 前二号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

(令五厚労告一六七・令六こども庁告三・一部改正)

改正文 (平成二五年三月二九日厚生労働省告示第一〇三号) 抄
平成二十五年四月一日から適用する。

改正文 (平成二五年七月一日厚生労働省告示第二三八号) 抄
平成二十五年十月一日から適用する。

改正文 (平成二六年三月三十一日厚生労働省告示第一二八号) 抄
児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十六年四月一日)から適用する。

改正文 (平成二六年三月三十一日厚生労働省告示第一八六号) 抄
平成二十六年四月一日から適用する。

改正文 (平成二六年一月二二日厚生労働省告示第四八一号) 抄
平成二十七年一月一日から適用する。

改正文 (平成二七年三月二七日厚生労働省告示第一六八号) 抄
平成二十七年四月一日から適用する。

改正文 (平成二七年三月三十一日厚生労働省告示第一九三号) 抄
平成二十七年四月一日から適用する。

改正文 (平成二七年八月三十一日厚生労働省告示第三五七号) 抄
平成二十七年九月一日から適用する。

改正文 (平成二八年二月三日厚生労働省告示第二二号) 抄
平成二十八年四月一日から適用する。

改正文 (平成二八年三月三十一日厚生労働省告示第一八五号) 抄
平成二十八年四月一日から適用する。

改正文 (平成二九年三月二七日厚生労働省告示第八四号) 抄
平成二十九年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に指定を受けている児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正

する省令(平成二十九年厚生労働省令第六号)による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業者が行う指定放課後等デイサービスに要する費用の額の算定については、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

改正文 (平成二九年三月二八日厚生労働省告示第九四号) 抄
平成二十九年四月一日から適用する。

改正文 (平成三〇年三月二二日厚生労働省告示第九九号) 抄
平成三十年四月一日から適用する。

改正文 (平成三一年三月二五日厚生労働省告示第八七号) 抄
平成三十一年十月一日から適用する。

改正文 (令和元年九月二七日厚生労働省告示第一二九号) 抄
令和元年十月一日から適用する。

附 則 (令和三年三月二三日厚生労働省告示第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(福祉・介護職員処遇改善加算に係る経過措置)

第二条 令和三年三月三十一日において現に第一条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(次条において「旧介護給付費等単位数表」という。)第1の5の注のニ若しくはホ、第2の6の注のニ若しくはホ、第3の5の注のニ若しくはホ、第4の5の注のニ若しくはホ、第5の6の注のニ若しくはホ、第6の14の注のニ若しくはホ、第7の13の注のニ若しくはホ、第8の3の注のニ若しくはホ、第9の14の注のニ若しくはホ、第10の9の注のニ若しくはホ、第11の13の注のニ若しくはホ、第12の16の注のニ若しくはホ、第13の15の注のニ若しくはホ、第14の17の注のニ若しくはホ若しくは第15の9の注のニ若しくはホ、第二十条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(次条において「旧障害児通所給付費等単位数表」という。)第1の13の注のニ若しくはホ、第2の10の注のニ若しくはホ、第3の11の注のニ若しくはホ、第4の4の注のニ若しくはホ若しくは第5の3の注のニ若しくはホ又は第二十一条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(次条において「旧障害児入所給付費単位数表」という。)第1の10の注のニ若しくはホ若しくは第2の6の注のニ若しくはホに係る届出を行っている事業所又は施設であって、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別

表介護給付費等単位数表(以下「新介護給付費等単位数表」という。)第1の5の注、第2の6の注、第3の5の注、第4の5の注、第5の6の注、第6の14の注、第7の14の注、第8の3の注、第9の14の注、第10の9の注、第11の13の注、第12の16の注、第13の15の注、第14の17の注若しくは第15の9の注、第二十条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(以下「新障害児通所給付費等単位数表」という。)第1の13の注、第2の10の注、第3の11の注、第4の4の注若しくは第5の3の注又は第二十一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(以下「新障害児入所給付費単位数表」という。)第1の10の注若しくは第2の6の注に係る届出を行っていないものにおける福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定については、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定に当たっては、新介護給付費等単位数表、新障害児通所給付費等単位数表又は新障害児入所給付費単位数表の規定により算定した福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を用いることとする。

(福祉・介護職員処遇改善特別加算に係る経過措置)

第三条 令和三年三月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表第1の6の注、第2の7の注、第3の6の注、第4の6の注、第5の7の注、第6の15の注、第7の14の注、第8の4の注、第9の15の注、第10の10の注、第11の14の注、第12の17の注、第13の16の注、第14の18の注若しくは第15の10の注、旧障害児通所給付費等単位数表第1の14の注、第2の11の注、第3の12の注、第4の5の注若しくは第5の4の注又は旧障害児入所給付費単位数表第1の11の注若しくは第2の7の注に係る届出を行っている事業所又は施設であって、新介護給付費等単位数表第1の5の注、第2の6の注、第3の5の注、第4の5の注、第5の6の注、第6の14の注、第7の14の注、第8の3の注、第9の14の注、第10の9の注、第11の13の注、第12の16の注、第13の15の注、第14の17の注若しくは第15の9の注、新障害児通所給付費等単位数表第1の13の注、第2の10の注、第3の11の注、第4の4の注若しくは第5の3の注又は新障害児入所給付費単位数表第1の10の注若しくは第2の6の注に係る届出を行っていないものにおける福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定については、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、旧介護給付費等単位数表第6の15の注、第11の14の注、第13の16の注及び第14の18の注中「単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の9に相当する単位数)」とあるのは「単位数」と、旧介護給付費等単位数表第7の14の注中「12」とあるのは「13」と、「単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の8に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の10に相当す

る単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合については1000分の23に相当する単位数、単独型事業所において行う場合については1000分の6に相当する単位数」とあるのは「単位数」と、「13」とあるのは「14」と、旧介護給付費等単位数表第10の10の注中「1000分の8(指定障害者支援施設にあつては、1000分の9に相当する単位数)」とあるのは「1000分の8」と、旧介護給付費等単位数表第12の17の注中「15の4」とあるのは「15の5」とする。

(医療的ケア区分に係る経過措置)

第九条 施行日から令和四年六月三十日までの間は、第十二条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める者第五号の五、新障害児通所給付費等単位数表第1の1のイ並びに第三十条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第三号、第九号及び第十五号の二中「以上である」とあるのは「以上又はこれに準ずる状態である」とする。

(障害福祉サービス経験者に係る経過措置)

第十条 この告示の施行の際現に指定を受けている児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。次条において「指定通所支援基準」という。)第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者(附則第十二条において「旧指定児童発達支援事業者」という。)に対する新障害児通所給付費等単位数表第1の1の注8及び注9並びに第1の5の注1から注3までの規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、新障害児通所給付費等単位数表第1の1の注8及び注9中「届け出た指定児童発達支援事業所」とあるのは「届け出た指定児童発達支援事業所(児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。)」と、新障害児通所給付費等単位数表第1の5の注1中「児童指導員」とあるのは「児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。)」と、新障害児通所給付費等単位数表第1の5の注2中「児童指導員」とあるのは「児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者」と、新障害児通所給付費等単位数表第1の5の注3中「若しくは保育士」とあるのは「保育士若しくは障害福祉サービス経験者」とする。

第十一条 この告示の施行の際現に指定を受けている指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(附則第十三条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)に対する新障害児通所給付費等単位数表第3の1の注7及び注8並びに第3の4の注1から注3までの規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、新障害児通所給付費等単位数表第3の1の注7及び注8中「届け出た指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「届け出た指定放課後等デイサービス事業所(児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。)」と、新障害児通所給付費等単位数表第

3の4の注1及び注2中「児童指導員」とあるのは「児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者」と、新障害児通所給付費等単位数表第3の4の注3中「若しくは保育士」とあるのは「、保育士若しくは障害福祉サービス経験者」とする。

(基本報酬に係る経過措置)

第十四条 令和三年九月三十日までの間は、新介護給付費等単位数表第1の1のイからホまで、第2の1のイ及びロ、第3の1のイからトまで、第4の1のイからタまで、第5の1のイ及びロ、第6の1のイからニまで、第7の1のイからホまで、第8の1のイからハマまで、第9の1のイからホまで、第10の1のイからニまで、第11の1のイからヘまで、第12の1のイ及びロ、第13の1のイ及びロ、第14の1のイからホまで、第14の2の1のイからハマまで、第14の3の1のイ及びロ、第15の1のイからニまで、第15の1の2のイからニまで、第15の1の2の2のイからホまで並びに第15の1の3のイからニまで、新障害児通所給付費等単位数表第1の1のイからトまで、第2の1のイからニまで、第3の1のイからホまで、第4の1及び第5の1、新障害児入所給付費単位数表第1の1のイからホまで及び第2の1のイからニまで、第二十二條の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第1の1のイからハマまで並びに第2の1のイ及びロ、第二十三條の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1のイ及びロ並びに第二十四條の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表1のイ及びロについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

改正文 (令和四年三月三十一日厚生労働省告示第一二八号) 抄
令和四年四月一日から適用する。

改正文 (令和四年七月一三日厚生労働省告示第二三一号) 抄
令和四年十月一日から適用する。

附 則 (令和五年三月三十一日厚生労働省告示第一六七号) 抄
(適用期日)

第一条 この告示は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示の適用前にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定により厚生労働大臣が行った行為は、この告示の適用後は、この告示による改正後のそれぞれの告示の相当規定により相当の国の機関がした行為とみなす。

附 則 (令和六年三月一五日こども家庭庁告示第三号) 抄
(施行期日)

第一条 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに第四条、第十七条及び附則第三条の規定 令和六年六月一日

二 第二条中児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の注3に(4)を加える改正規定、同表第3の1の注4に(4)を加える改正規定、同表第4の1の注3に(3)を加える改正規定及び同表第5の1の注2に(4)を加える改正規定並びに同告示別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1の注4に(4)を加える改正規定、同表第2の1の注2に(4)を加える改正規定及び同表第3の1の注2に(3)を加える改正規定 令和七年四月一日

(経過措置)

第二条 令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表の第1の1の注6、第3の1の注6の3、第4の1の注7及び第5の1の注6並びに別表2経過的障害児通所給付費等単位数表の第1の1の注8、第2の1の注6及び第3の1の注6、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準障害児入所給付費単位数表第1の1の注3の3及び第2の1の注3の3並びに第五条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表1の注6の規定は適用しない。ただし、児童発達支援給付費、放課後等デイサービス給付費、主として難聴児経過的児童発達支援給付費、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費、医療型経過的児童発達支援給付費、福祉型障害児入所施設給付費又は医療型障害児入所施設給付費を算定している事業所又は施設が、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

第三条

2 令和六年五月三十一日において現に福祉・介護職員処遇改善加算(第二条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(以下この項において「旧通所給付費等単位数表」という。))第1の13、第3の11、第4の4及び第5の3並びに別表2経過的障害児通所給付費等単位数表(以下この項において「旧経過的通所給付費等単位数表」という。))第1の19、第2の19及び第3の18並びに第四条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(以下この項において「旧入所給付費単位数表」という。))第1の10及び第2の6の福祉・介護職員処遇改善加算をいう。)を算定しており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(旧通所給付費等単位数表第1の15、第3の13、第4の6及び第5の5、旧経過的通所給付費等単位数表第1の21、第2の21及び第3の20並びに旧入所給付費単位数表第1の12及び第2の8の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同

じ。)を算定していない事業所又は施設が、令和八年三月三十一日までの間において、福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)まで(第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の13、第3の11、第4の4及び第5の3並びに別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第1の19、第2の19及び第3の18並びに第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表第1の10及び第2の6の福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までをいう。)のいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を福祉・介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善を実施しなければならない。

附 則 (令和六年一月二九日こども家庭庁告示第一六号)

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年三月三十一日こども家庭庁告示第二号)

(適用期日)

1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の適用の日前にこの告示による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(以下「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等」という。)の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)に受理された届出については、この告示による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の規定により行われた届出とみなす。

附 則 (令和七年九月三〇日こども家庭庁告示第五号)

この告示は、令和七年十月一日から適用する。

附 則 (令和八年三月三十一日こども家庭庁告示第五号)

この告示は、令和八年六月一日から適用する。

別表

(平 25 厚労告 103・平 25 厚労告 238・平 26 厚労告 128・平 26 厚労告 186・平 26 厚労告 481・平 27 厚労告 168・平 27 厚労告 193・平 27 厚労告 357・平 28 厚労告 22・平 28 厚労告 185・平 29 厚労告 84・平 29 厚労告 94・平 29 厚労告 300・平 30 厚労告 99・平 31 厚労告 87・令元厚労告 129・令 3 厚労告 87・令 4 厚労告 128・令 4 厚労告 231・令 5 厚労告 167・令 7 こども庁告 2・令 6 こども庁告 3・令 6 こども庁告 16・令 7 こども庁告 5・令 8 こども庁告 5・一部改正)

障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費(1日につき)

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 時間区分1(指定児童発達支援の提供時間が30分以上1時間30分以下。以下この第1において同じ。)

(一) 医療的ケア区分3(次の表(以下「スコア表」という。)の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。)

- a 利用定員が30人以下の場合 3,136単位
- b 利用定員が31人以上40人以下の場合 3,061単位
- c 利用定員が41人以上50人以下の場合 2,991単位
- d 利用定員が51人以上60人以下の場合 2,924単位
- e 利用定員が61人以上70人以下の場合 2,897単位
- f 利用定員が71人以上80人以下の場合 2,873単位
- g 利用定員が81人以上の場合 2,849単位

(二) 医療的ケア区分2(スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。)

- a 利用定員が30人以下の場合 2,120単位
- b 利用定員が31人以上40人以下の場合 2,045単位
- c 利用定員が41人以上50人以下の場合 1,975単位
- d 利用定員が51人以上60人以下の場合 1,909単位
- e 利用定員が61人以上70人以下の場合 1,881単位
- f 利用定員が71人以上80人以下の場合 1,857単位
- g 利用定員が81人以上の場合 1,833単位

(三) 医療的ケア区分1(スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、3点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。)

- a 利用定員が30人以下の場合 1,782単位
- b 利用定員が31人以上40人以下の場合 1,706単位
- c 利用定員が41人以上50人以下の場合 1,636単位
- d 利用定員が51人以上60人以下の場合 1,570単位
- e 利用定員が61人以上70人以下の場合 1,543単位
- f 利用定員が71人以上80人以下の場合 1,519単位
- g 利用定員が81人以上の場合 1,495単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が 30 人以下の場合 1,104 単位
- b 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,029 単位
- c 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 959 単位
- d 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 893 単位
- e 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 866 単位
- f 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 841 単位
- g 利用定員が 81 人以上の場合 817 単位

(2) 時間区分 2(指定児童発達支援の提供時間が 1 時間 30 分超 3 時間以下。以下この第 1 において同じ。)

(一) 医療的ケア区分 3

- a 利用定員が 30 人以下の場合 3,163 単位
- b 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 3,085 単位
- c 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 3,013 単位
- d 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 2,945 単位
- e 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 2,918 単位
- f 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 2,893 単位
- g 利用定員が 81 人以上の場合 2,868 単位

(二) 医療的ケア区分 2

- a 利用定員が 30 人以下の場合 2,147 単位
- b 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 2,069 単位
- c 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 1,997 単位
- d 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 1,929 単位
- e 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 1,902 単位
- f 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 1,877 単位
- g 利用定員が 81 人以上の場合 1,852 単位

(三) 医療的ケア区分 1

- a 利用定員が 30 人以下の場合 1,808 単位
- b 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,731 単位
- c 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 1,659 単位
- d 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 1,591 単位
- e 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 1,563 単位
- f 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 1,538 単位
- g 利用定員が 81 人以上の場合 1,514 単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が 30 人以下の場合 1,131 単位

- b 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,053 単位
- c 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 981 単位
- d 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 913 単位
- e 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 886 単位
- f 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 861 単位
- g 利用定員が 81 人以上の場合 836 単位

(3) 時間区分 3(指定児童発達支援の提供時間が 3 時間超 5 時間以下。以下この第 1 において同じ。)

(一) 医療的ケア区分 3

- a 利用定員が 30 人以下の場合 3,215 単位
- b 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 3,134 単位
- c 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 3,059 単位
- d 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 2,987 単位
- e 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 2,958 単位
- f 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 2,932 単位
- g 利用定員が 81 人以上の場合 2,906 単位

(二) 医療的ケア区分 2

- a 利用定員が 30 人以下の場合 2,199 単位
- b 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 2,118 単位
- c 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 2,043 単位
- d 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 1,971 単位
- e 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 1,942 単位
- f 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 1,916 単位
- g 利用定員が 81 人以上の場合 1,890 単位

(三) 医療的ケア区分 1

- a 利用定員が 30 人以下の場合 1,861 単位
- b 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,780 単位
- c 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 1,704 単位
- d 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 1,633 単位
- e 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 1,604 単位
- f 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 1,578 単位
- g 利用定員が 81 人以上の場合 1,551 単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が 30 人以下の場合 1,184 単位
- b 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,102 単位
- c 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 1,027 単位

d 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 955 単位

e 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 926 単位

f 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 900 単位

g 利用定員が 81 人以上の場合 874 単位

ロ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設(児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。)において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(ハに該当する場合を除く。)

(1) 時間区分 1

(一) 主に小学校就学前の障害児(以下「未就学児」という。)に対し指定児童発達支援を行う場合

a 医療的ケア区分 3

(a) 利用定員が 10 人以下の場合 2,933 単位

(b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 2,684 単位

(c) 利用定員が 21 人以上の場合 2,568 単位

b 医療的ケア区分 2

(a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,917 単位

(b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,668 単位

(c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,552 単位

c 医療的ケア区分 1

(a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,579 単位

(b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,330 単位

(c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,214 単位

d a から c までに該当しない障害児について算定する場合

(a) 利用定員が 10 人以下の場合 901 単位

(b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 652 単位

(c) 利用定員が 21 人以上の場合 536 単位

(二) (一)以外の場合

a 医療的ケア区分 3

(a) 利用定員が 10 人以下の場合 2,813 単位

(b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 2,593 単位

(c) 利用定員が 21 人以上の場合 2,493 単位

b 医療的ケア区分 2

(a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,797 単位

(b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,577 単位

(c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,477 単位

c 医療的ケア区分 1

- (a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,459 単位
- (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,238 単位
- (c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,139 単位
- d a から c までに該当しない障害児について算定する場合
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 781 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 561 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 461 単位
- (2) 時間区分 2
 - (一) 主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合
 - a 医療的ケア区分 3
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 2,959 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 2,702 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 2,582 単位
 - b 医療的ケア区分 2
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,943 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,687 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,567 単位
 - c 医療的ケア区分 1
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,605 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,348 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,228 単位
 - d a から c までに該当しない障害児について算定する場合
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 928 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 671 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 551 単位
 - (二) (一)以外の場合
 - a 医療的ケア区分 3
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 2,836 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 2,608 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 2,505 単位
 - b 医療的ケア区分 2
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,820 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,592 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,489 単位
 - c 医療的ケア区分 1
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,481 単位

- (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,254 単位
- (c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,151 単位
- d a から c までに該当しない障害児について算定する場合
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 804 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 576 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 473 単位
- (3) 時間区分 3
- (一) 主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合
 - a 医療的ケア区分 3
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 3,012 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 2,739 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 2,611 単位
 - b 医療的ケア区分 2
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,996 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,723 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,596 単位
 - c 医療的ケア区分 1
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,658 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,385 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,257 単位
 - d a から c までに該当しない障害児について算定する場合
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 980 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 707 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 580 単位
- (二) (一)以外の場合
 - a 医療的ケア区分 3
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 2,881 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 2,639 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 2,529 単位
 - b 医療的ケア区分 2
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,865 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,623 単位
 - (c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,513 単位
 - c 医療的ケア区分 1
 - (a) 利用定員が 10 人以下の場合 1,526 単位
 - (b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,284 単位

(c) 利用定員が 21 人以上の場合 1,175 単位

d a から c までに該当しない障害児について算定する場合

(a) 利用定員が 10 人以下の場合 849 単位

(b) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 607 単位

(c) 利用定員が 21 人以上の場合 497 単位

ハ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員が 5 人以上 7 人以下の場合 2,131 単位

(2) 利用定員が 8 人以上 10 人以下の場合 1,347 単位

(3) 利用定員が 11 人以上の場合 850 単位

ニ 共生型児童発達支援給付費 682 単位

ホ 基準該当児童発達支援給付費

(1) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ) 793 単位

(2) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ) 682 単位

項目	細項目	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
1. 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフロ ^{けつ} ーセラピー、間歇的陽圧 ^{たん} 吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。)の管理		10	2	1	0
2. 気管切開の管理		8	2		0
3. 鼻咽頭エアウェイの ^{いん} 管理		5	1		0
4. 酸素療法		8	1		0
5. 吸引(口鼻腔又は気管 ^{くう} 内吸引に限る。)		8	1		0
6. ネブライザーの管理		3	0		
7. 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃	8	2		0

	ろう 瘻、経鼻腸管、経胃瘻 ろう 腸管、腸瘻又は食道 ろう 瘻			
	(2) 持続経管注入 ポンプ使用	3	1	0
8. 中心静脈カテーテル の管理(中心静脈栄養、 肺高血圧症治療薬、麻薬 等)		8	2	0
9. 皮下注射	(1) 皮下注射(イン スリン、麻薬等の注 射を含む。)	5	1	0
	(2) 持続皮下注射 ポンプの使用	3	1	0
10. 血糖測定(持続血糖 測定器による血糖測定 を含む。)		3	1	0
11. 継続的な透析(血液 透析、腹膜透析等)		8	2	0
12. 導尿	(1) 間欠的導尿	5	0	
	(2) 持続的導尿(尿 道留置カテーテル、 ぼうこうろう ろう 膀胱瘻、腎瘻又は尿 路ストーマ)	3	1	0
13. 排便管理	(1) 消化管ストー マの使用	5	1	0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0	
	(3) かん 浣腸	3	0	

<p>けいれん 14. 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置</p>	3	2	0
<p>(注)</p> <p>「13. 排便管理」における「(3) ^{かん}浣腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器(挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。)を用いて^{かん}浣腸を施す場合を除く。</p>			

注

1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。)に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位(指定通所基準第5条第5項及び第6条第6項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。)において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター(法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。)の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ニについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型児童発達

支援(指定通所基準第 54 条の 2 に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型児童発達支援事業所」という。)において、共生型児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。

2 の 4 ホについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第 54 条の 6 に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当児童発達支援(同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。

2 の 5 イ及びロの算定に当たっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画(指定通所基準第 27 条第 1 項(指定通所基準第 54 条の 5 及び第 54 条の 9 において準用する場合を含む。)に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

2 の 6 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)の提供時間が 30 分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満の指定児童発達支援等の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第 27 条(指定通所基準第 54 条の 9 において準用する場合を含む。)の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる割合

(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70

(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50

(3) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第 26 条第 7 項(指定通所基準第 54 条の 5 及び第 54 条の 9 において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100 分の 85

(4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第 26 条の 2(指定通所基準第 54 条の 5 及び第 54 条の 9 において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100 分の 85

4 営業時間(指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達

支援事業所(指定通所基準第 54 条の 10 から第 54 条の 12 までの規定による基準該当児童発達支援事業所(以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。))を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の場合には指定通所基準第 37 条(指定通所基準第 54 条の 5 及び第 54 条の 9 において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。)が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

5 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第 44 条第 2 項又は第 3 項(指定通所基準第 54 条の 5 において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 の 2 指定通所基準第 45 条第 2 項(指定通所基準第 54 条の 5 及び第 54 条の 9 において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第 38 条の 2 第 1 項(指定通所基準第 54 条の 5 及び第 54 条の 9 において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 の 2 法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 中核機能強化加算(Ⅰ)

- (一) 利用定員が 30 人以下の場合 155 単位
- (二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 133 単位
- (三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 103 単位
- (四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 85 単位
- (五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 73 単位
- (六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 63 単位
- (七) 利用定員が 81 人以上の場合 55 単位

ロ 中核機能強化加算(Ⅱ)

- (一) 利用定員が 30 人以下の場合 124 単位
- (二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 106 単位
- (三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 82 単位

(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 68 単位

(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 58 単位

(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 50 単位

(七) 利用定員が 81 人以上の場合 44 単位

ハ 中核機能強化加算(Ⅲ)

(一) 利用定員が 30 人以下の場合 62 単位

(二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 53 単位

(三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 41 単位

(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 34 単位

(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 29 単位

(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 25 単位

(七) 利用定員が 81 人以上の場合 22 単位

7の2 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)が、指定児童発達支援を行った場合にあつては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ロに該当する場合を除く。)

(1) 利用定員が 10 人以下の場合 187 単位

(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 125 単位

(3) 利用定員が 21 人以上の場合 75 単位

ロ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 利用定員が 5 人の場合 374 単位

(2) 利用定員が 6 人の場合 312 単位

(3) 利用定員が 7 人の場合 267 単位

(4) 利用定員が 8 人の場合 234 単位

(5) 利用定員が 9 人の場合 208 単位

(6) 利用定員が 10 人の場合 187 単位

(7) 利用定員が 11 人以上の場合 125 単位

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この注8において「改正法」という。)附則

第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号。以下この注 8 において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第 12 条の 5 第 3 項に規定する事業実施区域であった区域(以下「事業実施区域」という。)内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域に係る改正法附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。以下この第 1 において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士(手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業(平成元年厚生省告示第 122 号)に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。)、手話通訳者、特別支援学校免許取得者(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。)若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注 8 において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であつて専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合

- (一) 利用定員が 30 人以下の場合 62 単位
- (二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 53 単位
- (三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 42 単位
- (四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 34 単位
- (五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 29 単位
- (六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 25 単位
- (七) 利用定員が 81 人以上の場合 22 単位

(2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合((1)に掲げる場合を除く。)

- (一) 利用定員が 30 人以下の場合 51 単位
- (二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 43 単位
- (三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 34 単位
- (四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 27 単位
- (五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 23 単位
- (六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 20 単位
- (七) 利用定員が 81 人以上の場合 18 単位

(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)

(一) 利用定員が30人以下の場合 41単位

(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位

(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 27単位

(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 22単位

(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 19単位

(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 16単位

(七) 利用定員が81人以上の場合 15単位

(4) 児童指導員等を配置する場合((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)

(一) 利用定員が30人以下の場合 36単位

(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 31単位

(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 24単位

(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 19単位

(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 17単位

(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 14単位

(七) 利用定員が81人以上の場合 13単位

(5) その他の従業者を配置する場合

(一) 利用定員が30人以下の場合 30単位

(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 26単位

(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 20単位

(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 16単位

(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 14単位

(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 12単位

(七) 利用定員が81人以上の場合 11単位

ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ハに該当する場合を除く。)

(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合

(一) 利用定員が10人以下の場合 187単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 125単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 75単位

(2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合((1)に掲げる場合を除く。)

(一) 利用定員が10人以下の場合 152単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 101単位

- (三) 利用定員が 21 人以上の場合 59 単位
- (3) 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)
- (一) 利用定員が 10 人以下の場合 123 単位
- (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 82 単位
- (三) 利用定員が 21 人以上の場合 49 単位
- (4) 児童指導員等を配置する場合((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)
- (一) 利用定員が 10 人以下の場合 107 単位
- (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 71 単位
- (三) 利用定員が 21 人以上の場合 43 単位
- (5) その他の従業者を配置する場合
- (一) 利用定員が 10 人以下の場合 90 単位
- (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 60 単位
- (三) 利用定員が 21 人以上の場合 36 単位
- ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
- (1) 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合
- (一) 利用定員が 5 人の場合 374 単位
- (二) 利用定員が 6 人の場合 312 単位
- (三) 利用定員が 7 人の場合 267 単位
- (四) 利用定員が 8 人の場合 234 単位
- (五) 利用定員が 9 人の場合 208 単位
- (六) 利用定員が 10 人の場合 187 単位
- (七) 利用定員が 11 人以上の場合 125 単位
- (2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合((1)に掲げる場合を除く。)
- (一) 利用定員が 5 人の場合 305 単位
- (二) 利用定員が 6 人の場合 253 単位
- (三) 利用定員が 7 人の場合 216 単位
- (四) 利用定員が 8 人の場合 188 単位
- (五) 利用定員が 9 人の場合 167 単位
- (六) 利用定員が 10 人の場合 149 単位
- (七) 利用定員が 11 人以上の場合 98 単位
- (3) 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)

- (一) 利用定員が 5 人の場合 247 単位
- (二) 利用定員が 6 人の場合 206 単位
- (三) 利用定員が 7 人の場合 176 単位
- (四) 利用定員が 8 人の場合 154 単位
- (五) 利用定員が 9 人の場合 137 単位
- (六) 利用定員が 10 人の場合 123 単位
- (七) 利用定員が 11 人以上の場合 82 単位
- (4) 児童指導員等を配置する場合((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)

- (一) 利用定員が 5 人の場合 214 単位
- (二) 利用定員が 6 人の場合 178 単位
- (三) 利用定員が 7 人の場合 153 単位
- (四) 利用定員が 8 人の場合 134 単位
- (五) 利用定員が 9 人の場合 119 単位
- (六) 利用定員が 10 人の場合 107 単位
- (七) 利用定員が 11 人以上の場合 71 単位

(5) その他の従業者を配置する場合

- (一) 利用定員が 5 人の場合 180 単位
- (二) 利用定員が 6 人の場合 150 単位
- (三) 利用定員が 7 人の場合 129 単位
- (四) 利用定員が 8 人の場合 113 単位
- (五) 利用定員が 9 人の場合 100 単位
- (六) 利用定員が 10 人の場合 90 単位
- (七) 利用定員が 11 人以上の場合 60 単位

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(以下この注9及び8において「理学療法士等」という。)による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定しているときは、加算しない。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (1) 利用定員が 30 人以下の場合 41 単位

- (2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 35 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 27 単位
- (4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 22 単位
- (5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 19 単位
- (6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 16 単位
- (7) 利用定員が 81 人以上の場合 15 単位

ロ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ハに該当する場合を除く。)

- (1) 利用定員が 10 人以下の場合 123 単位
- (2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 82 単位
- (3) 利用定員が 21 人以上の場合 49 単位

ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (1) 利用定員が 5 人の場合 247 単位
- (2) 利用定員が 6 人の場合 206 単位
- (3) 利用定員が 7 人の場合 176 単位
- (4) 利用定員が 8 人の場合 154 単位
- (5) 利用定員が 9 人の場合 137 単位
- (6) 利用定員が 10 人の場合 123 単位
- (7) 利用定員が 11 人以上の場合 82 単位

10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(Ⅰ)

主として重症心身障害児を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合

- (1) 利用定員が 5 人の場合 400 単位
- (2) 利用定員が 6 人の場合 333 単位
- (3) 利用定員が 7 人の場合 286 単位
- (4) 利用定員が 8 人の場合 250 単位
- (5) 利用定員が 9 人の場合 222 単位
- (6) 利用定員が 10 人の場合 200 単位
- (7) 利用定員が 11 人以上の場合 133 単位

ロ 看護職員加配加算(Ⅱ)

主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合

- (1) 利用定員が5人の場合 800単位
- (2) 利用定員が6人の場合 666単位
- (3) 利用定員が7人の場合 572単位
- (4) 利用定員が8人の場合 500単位
- (5) 利用定員が9人の場合 444単位
- (6) 利用定員が10人の場合 400単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 266単位

11 ニの共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位

ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位

ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位

12 令和8年6月1日以降新規に指定を受けた児童発達支援事業所(主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所、別にこども家庭庁長官が定める地域に所在する指定児童発達支援事業所及び都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、所定単位数に代えて、イ及びロに掲げる単位数の1000分の988に相当する単位数を算定する。ただし、次の(1)及び(2)に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

(1) 医療的ケア区分1から3までに該当する児童発達支援給付費を1日以上算定している障害児である場合

(2) 当該月において次に掲げるいずれかの加算を1日以上算定している障害児である場合

(一) 8の2の強度行動障害児支援加算

(二) 8の4のイの人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)

(三) 8の4のロの人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)

(四) 8の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(Ⅰ)

(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

(一) 所要時間 1 時間以上の場合 300 単位

(二) 所要時間 1 時間未満の場合 200 単位

(2) 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100 単位

(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80 単位

ロ 家族支援加算(Ⅱ)

(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80 単位

(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60 単位

注

1 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第 5 条若しくは第 6 条、第 54 条の 2 第 1 号、第 54 条の 3 第 2 号若しくは第 54 条の 4 第 4 号又は第 54 条の 6 の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。以下この第 1 において「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者(法第 6 条の 2 の 2 第 8 項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1 日につき 1 回及び 1 月につき 4 回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第 2 条第 13 号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第 71 条の 7 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第 72 条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち 1 以上の事業と指定通所基準第 4 条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第 1 において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第 3 の 2 に規定する家族支援加算のイ、第 4 の 1 の 3 に規定する家族支援加算のイ及び第 5 の 1 の 4 に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が 1 日につき 1 回又は 1 月につき 4 回を超えているときはイを、第 3 の 2 に規定する家族支援加算のロ、第 4 の 1 の 3 に規定する家族支援加算のロ及び第 5 の 1 の 4 に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が 1 日につき 1 回又は 1 月につき 4 回を超えているときはロを算定しない。

2 の 2 子育てサポート加算 80 単位

注 指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障

害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

3 食事提供加算

イ 食事提供加算(Ⅰ) 30単位

ロ 食事提供加算(Ⅱ) 40単位

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の所得割の額を合算した額(同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。)が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対して、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った児童発達支援センターにおいて、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)の規定により、通所利用者負担額合計額(指定通所基準第24条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6単位

注

1 イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に對

してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(Ⅰ)

- (1) 利用定員が40人以下の場合 37単位
- (2) 利用定員が41人以上50人以下の場合 30単位
- (3) 利用定員が51人以上60人以下の場合 25単位
- (4) 利用定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 19単位
- (6) 利用定員が81人以上の場合 16単位

ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)

- (1) 利用定員が40人以下の場合 20単位
- (2) 利用定員が41人以上50人以下の場合 16単位
- (3) 利用定員が51人以上60人以下の場合 13単位
- (4) 利用定員が61人以上70人以下の場合 11単位
- (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 10単位
- (6) 利用定員が81人以上の場合 9単位

注

1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

7 欠席時対応加算 94 単位

注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

8 専門的支援実施加算 150 単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ1月につき4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注3の(2)を算定しているとき又は1の注11のイ若しくはロを算定していないときは、加算しない。

8の2 強度行動障害児支援加算 200 単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、

別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所(1の注11のイ又はロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型児童発達支援事業所に限る。)において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

8の3 集中的支援加算 1,000単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの(以下「広域的支援人材」という。)を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

8の4 人工内耳装用児支援加算

イ 人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下の場合 603単位
- (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 531単位
- (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 488単位
- (4) 利用定員が41人以上の場合 445単位

ロ 人工内耳装用児支援加算(Ⅱ) 150単位

注

1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

8の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児(以下この注において「視覚障害児等」という。)との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとし

て都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(Ⅰ) 120 単位

ロ 個別サポート加算(Ⅱ) 150 単位

注

1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定しているときは、加算しない。

2 ロについては、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)又は要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)であつて、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9の2 入浴支援加算 55 単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児(第3を除き、以下「医療的ケア児」という。)又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 32 単位

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63 単位

ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125 単位

ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)

(1) 看護を受けた障害児が1人 800 単位

(2) 看護を受けた障害児が2人 500 単位

(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 400 単位

ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)

(1) 看護を受けた障害児が1人 1,600 単位

(2) 看護を受けた障害児が2人 960 単位

(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 800 単位

へ 医療連携体制加算(VI) 500 単位

ト 医療連携体制加算(VII) 250 単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、

b 若しくは c 若しくは 1 のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が 3 人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1 のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のロの(1)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(1)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(一)の a、b 若しくは c 又は 1 のロの(3)の(二)の a、b 若しくは c を算定することを原則とする。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して 4 時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1 回の訪問につき 8 人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は 1 のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のロの(1)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(1)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(二)の a、b 若しくは c 若しくは 1 のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が 3 人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1 のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のロの(1)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(1)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(一)の a、b 若しくは c 又は 1 のロの(3)の(二)の a、b 若しくは c を算定することを原則とする。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)附則第 10 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)

に^{かくたん}喀痰吸引等(同法第 2 条第 2 項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。以下同じ。)に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1 のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のロの(1)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(1)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(二)の a、b 若しくは c 又は 1 のハを算定している場合は、算定しない。

7 トについては、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医

療機関等との連携により、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか若しくは1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc若しくは1のロの(3)の(二)のa、b若しくはcを算定している障害児であるとき又は1の注10のイ若しくはロを算定しているときは、算定しない。

11 送迎加算

イ 障害児(1のイ又はハを算定している障害児を除く。以下注1から注1の3までにおいて同じ。)に対して行う場合 54単位

ロ 障害児(1のイ又はハを算定している障害児に限る。以下このロ、注2及び注3において同じ。)に対して行う場合

(1) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40単位

(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児(第3を除き、以下「中重度医療的ケア児」という。)の場合 80単位

注

1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 注1から注3までに規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

12 延長支援加算

イ 指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合(ロに規定する場合を除く。)

(1) 障害児の場合((2)に規定する場合を除く。)

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 123単位

(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 256単位

ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設(指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。)において障害児に対し延長支援を行う場合

(1) 障害児の場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。)

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 123単位

(2) 医療的ケア児の場合((3)に規定する場合を除く。)

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 256単位

(3) 重症心身障害児の場合

(一) 延長時間1時間未満の場合 128単位

(二) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(三) 延長時間2時間以上の場合 256単位

ハ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合

(1) 障害児の場合((2)に規定する場合を除く。)

(一) 延長時間1時間未満の場合 61単位

(二) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

(三) 延長時間2時間以上の場合 123単位

(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

- (一) 延長時間 1 時間未満の場合 128 単位
- (二) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 192 単位
- (三) 延長時間 2 時間以上の場合 256 単位

注

1 イ並びにロの(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援(当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この12において「延長支援」という。)を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合には、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。以下この12において同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 イ又はロの(1)若しくは(2)を算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イの(1)又はロの(1)を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、イの(2)又はロの(2)を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

3 ロの(3)及びハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12の2 関係機関連携加算

- イ 関係機関連携加算(Ⅰ) 250 単位
- ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) 200 単位
- ハ 関係機関連携加算(Ⅲ) 150 単位
- ニ 関係機関連携加算(Ⅳ) 200 単位

注

1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設(以下この注において「保育所等施設」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算

定していないときは、算定しない。

2 ロについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(以下「小学校等」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

12の3 事業所間連携加算

イ 事業所間連携加算(Ⅰ) 500単位

ロ 事業所間連携加算(Ⅱ) 150単位

注 指定児童発達支援事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

12の4 保育・教育等移行支援加算 500単位

注

1 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設(他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(以下この注において「保育・教育等移行支援」という。)を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。

2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1 回を限度として所定単位数を加算する。

3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後 30 日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1 回を限度として所定単位数を加算する。

12 の 5 共生型サービス医療的ケア児支援加算 400 単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を 1 以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、10 の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 152 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 149 に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 155 に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数

第 2 削除

第 3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1 日につき)

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合(ロからニまでのいずれかに該当

する場合を除く。)

(1) 時間区分1(指定放課後等デイサービスの提供時間が30分以上1時間30分以下)

(一) 医療的ケア区分3

- a 利用定員が10人以下の場合 2,591単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,399単位
- c 利用定員が21人以上の場合 2,304単位

(二) 医療的ケア区分2

- a 利用定員が10人以下の場合 1,583単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,391単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,296単位

(三) 医療的ケア区分1

- a 利用定員が10人以下の場合 1,247単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,055単位
- c 利用定員が21人以上の場合 960単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が10人以下の場合 574単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 382単位
- c 利用定員が21人以上の場合 287単位

(2) 時間区分2(指定放課後等デイサービスの提供時間が1時間30分超3時間以下)

(一) 医療的ケア区分3

- a 利用定員が10人以下の場合 2,627単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,423単位
- c 利用定員が21人以上の場合 2,322単位

(二) 医療的ケア区分2

- a 利用定員が10人以下の場合 1,618単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,414単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,313単位

(三) 医療的ケア区分1

- a 利用定員が10人以下の場合 1,282単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,078単位
- c 利用定員が21人以上の場合 977単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が10人以下の場合 609単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 406単位
- c 利用定員が21人以上の場合 305単位

(3) 時間区分3(指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間超5時間以下)

(一) 医療的ケア区分3

- a 利用定員が10人以下の場合 2,683単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,461単位
- c 利用定員が21人以上の場合 2,361単位

(二) 医療的ケア区分2

- a 利用定員が10人以下の場合 1,674単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,452単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,352単位

(三) 医療的ケア区分1

- a 利用定員が10人以下の場合 1,339単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,116単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,016単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が10人以下の場合 666単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 443単位
- c 利用定員が21人以上の場合 343単位

ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が5人以上7人以下の場合 1,771単位
- (二) 利用定員が8人以上10人以下の場合 1,118単位
- (三) 利用定員が11人以上の場合 692単位

(2) 休業日に行う場合

- (一) 利用定員が5人以上7人以下の場合 2,056単位
- (二) 利用定員が8人以上10人以下の場合 1,299単位
- (三) 利用定員が11人以上の場合 817単位

ハ 共生型放課後等デイサービス給付費

- (1) 授業の終了後に行う場合 430単位
- (2) 休業日に行う場合 507単位

ニ 基準該当放課後等デイサービス給付費

(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)

- (一) 授業の終了後に行う場合 534単位
- (二) 休業日に行う場合 602単位

(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)

- (一) 授業の終了後に行う場合 430単位
- (二) 休業日に行う場合 507単位

注

1 イの(1)及び(2)については、法第6条の2の2第3項に規定する障害児(以下「就学児」という。)に対し、授業終了後又は休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の2 イの(3)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ロの(1)については、就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の4 ハの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の5 ニの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロの(2)については、就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ハの(2)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式によ

る届出を行った共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ニの(1)の(二)及び(2)の(二)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の4 イの算定に当たっては、指定放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)の従業者が、指定放課後等デイサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画(指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

3 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)の提供時間が30分未満のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定放課後等デイサービス等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定放課後等デイサービス等の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。

4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる割合

(一) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

(3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

5 イ(休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合に限る。)、ロの(2)、ハの(2)又はニの(1)の(二)若しくは(2)の(二)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間(指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所(以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。))を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。))の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。)が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

6 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の2 指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の3 指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の4 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の5 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合(ロに該当する場合を除く。)

- (1) 利用定員が10人以下の場合 187単位
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 125単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 75単位

ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。以下同じ。))において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 374単位
- (2) 利用定員が6人の場合 312単位

- (3) 利用定員が 7 人の場合 267 単位
- (4) 利用定員が 8 人の場合 234 単位
- (5) 利用定員が 9 人の場合 208 単位
- (6) 利用定員が 10 人の場合 187 単位
- (7) 利用定員が 11 人以上の場合 125 単位

7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数(注 8 の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第 3 において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注 7 において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合(ロに該当する場合を除く。)

(1) 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であつて専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合

- (一) 利用定員が 10 人以下の場合 187 単位
- (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 125 単位
- (三) 利用定員が 21 人以上の場合 75 単位

(2) 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合((1)に掲げる場合を除く。)

- (一) 利用定員が 10 人以下の場合 152 単位
- (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 101 単位
- (三) 利用定員が 21 人以上の場合 59 単位

(3) 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)

- (一) 利用定員が 10 人以下の場合 123 単位
- (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 82 単位
- (三) 利用定員が 21 人以上の場合 49 単位

(4) 児童指導員等を配置する場合((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)

- (一) 利用定員が 10 人以下の場合 107 単位

(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 71 単位

(三) 利用定員が 21 人以上の場合 43 単位

(5) その他の従業者を配置する場合

(一) 利用定員が 10 人以下の場合 90 単位

(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 60 単位

(三) 利用定員が 21 人以上の場合 36 単位

ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合

(一) 利用定員が 5 人の場合 374 単位

(二) 利用定員が 6 人の場合 312 単位

(三) 利用定員が 7 人の場合 267 単位

(四) 利用定員が 8 人の場合 234 単位

(五) 利用定員が 9 人の場合 208 単位

(六) 利用定員が 10 人の場合 187 単位

(七) 利用定員が 11 人以上の場合 125 単位

(2) 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合((1)に掲げる場合を除く。)

(一) 利用定員が 5 人の場合 305 単位

(二) 利用定員が 6 人の場合 253 単位

(三) 利用定員が 7 人の場合 216 単位

(四) 利用定員が 8 人の場合 188 単位

(五) 利用定員が 9 人の場合 167 単位

(六) 利用定員が 10 人の場合 149 単位

(七) 利用定員が 11 人以上の場合 98 単位

(3) 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)

(一) 利用定員が 5 人の場合 247 単位

(二) 利用定員が 6 人の場合 206 単位

(三) 利用定員が 7 人の場合 176 単位

(四) 利用定員が 8 人の場合 154 単位

(五) 利用定員が 9 人の場合 137 単位

(六) 利用定員が 10 人の場合 123 単位

(七) 利用定員が 11 人以上の場合 82 単位

(4) 児童指導員等を配置する場合((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)

- (一) 利用定員が 5 人の場合 214 単位
- (二) 利用定員が 6 人の場合 178 単位
- (三) 利用定員が 7 人の場合 153 単位
- (四) 利用定員が 8 人の場合 134 単位
- (五) 利用定員が 9 人の場合 119 単位
- (六) 利用定員が 10 人の場合 107 単位
- (七) 利用定員が 11 人以上の場合 71 単位
- (5) その他の従業者を配置する場合
 - (一) 利用定員が 5 人の場合 180 単位
 - (二) 利用定員が 6 人の場合 150 単位
 - (三) 利用定員が 7 人の場合 129 単位
 - (四) 利用定員が 8 人の場合 113 単位
 - (五) 利用定員が 9 人の場合 100 単位
 - (六) 利用定員が 10 人の場合 90 単位
 - (七) 利用定員が 11 人以上の場合 60 単位

8 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として 5 年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として 5 年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(以下この注 8 及び 6 において「理学療法士等」という。)による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数(注 7 の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注 4 の(2)を算定しているときは、加算しない。

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合(ロに該当する場合を除く。)

- (1) 利用定員が 10 人以下の場合 123 単位
- (2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 82 単位
- (3) 利用定員が 21 人以上の場合 49 単位

ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

- (1) 利用定員が 5 人の場合 247 単位
- (2) 利用定員が 6 人の場合 206 単位
- (3) 利用定員が 7 人の場合 176 単位

- (4) 利用定員が 8 人の場合 154 単位
- (5) 利用定員が 9 人の場合 137 単位
- (6) 利用定員が 10 人の場合 123 単位
- (7) 利用定員が 11 人以上の場合 82 単位

9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(Ⅰ)

- (1) 利用定員が 5 人の場合 400 単位
- (2) 利用定員が 6 人の場合 333 単位
- (3) 利用定員が 7 人の場合 286 単位
- (4) 利用定員が 8 人の場合 250 単位
- (5) 利用定員が 9 人の場合 222 単位
- (6) 利用定員が 10 人の場合 200 単位
- (7) 利用定員が 11 人以上の場合 133 単位

ロ 看護職員加配加算(Ⅱ)

- (1) 利用定員が 5 人の場合 800 単位
- (2) 利用定員が 6 人の場合 666 単位
- (3) 利用定員が 7 人の場合 572 単位
- (4) 利用定員が 8 人の場合 500 単位
- (5) 利用定員が 9 人の場合 444 単位
- (6) 利用定員が 10 人の場合 400 単位
- (7) 利用定員が 11 人以上の場合 266 単位

10 ハの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を 1 以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ 1 以上配置した場合 181 単位

ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103 単位

ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78 単位

11 令和 8 年 6 月 1 日以降新規に指定を受けた放課後等デイサービス事業所(主として重症

心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所、別にこども家庭庁長官が定める地域に所在する指定放課後等デイサービス事業所及び都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。)が、障害児に対し、指定放課後等デイサービスを行った場合に、所定単位数に代えて、イに掲げる単位数の1000分の982に相当する単位数を算定する。ただし、次の(1)及び(2)に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

- (1) 医療的ケア区分1から3までに該当する放課後等デイサービス給付費を1日以上算定している障害児である場合
- (2) 当該月において次に掲げるいずれかの加算を1日以上算定している障害児である場合
 - (一) 6の2のイの強度行動障害児支援加算(Ⅰ)
 - (二) 6の2のロの強度行動障害児支援加算(Ⅱ)
 - (三) 6の4の人工内耳装用児支援加算
 - (四) 6の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(Ⅰ)

- (1) 就学児の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - (一) 所要時間1時間以上の場合 300単位
 - (二) 所要時間1時間未満の場合 200単位
- (2) 指定放課後等デイサービス事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位
- (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(Ⅱ)

- (1) 対面により他の就学児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
- (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の就学児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注

1 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族(就学児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第71条の7

に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第 72 条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち 1 以上の事業と指定通所基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を一体的に行う事業所に限る。この第 3 において同じ。)に該当する場合には、就学児及びその家族等について、第 1 の 2 に規定する家族支援加算のイ、別表 2 経過的通所給付費等単位数表第 1 の 2 に規定する家族支援加算のイ、同表第 2 の 2 に規定する家族支援加算のイ又は同表第 3 の 2 に規定する家族支援加算のイ、第 4 の 1 の 3 に規定する家族支援加算のイ及び第 5 の 1 の 4 に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が 1 日につき 1 回又は 1 月につき 4 回を超えているときはイを、第 1 の 2 に規定する家族支援加算のロ、同表第 1 の 2 に規定する家族支援加算のロ、同表第 2 の 2 に規定する家族支援加算のロ又は同表第 3 の 2 に規定する家族支援加算のロ、第 4 の 1 の 3 に規定する家族支援加算のロ及び第 5 の 1 の 4 に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が 1 日につき 1 回又は 1 月につき 4 回を超えているときはロを算定しない。

2 の 2 子育てサポート加算 80 単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定放課後等デイサービス等とあわせて、就学児の家族等に対して、放課後等デイサービス事業所等従業者が指定放課後等デイサービス等を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1 月につき 4 回を限度として、所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第 71 条又は第 71 条の 2 において準用する指定通所基準第 24 条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

4 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10 単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6 単位

注

1 イについては、指定通所基準第 66 条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第 71 条の 2 において準用する指定通所基準第 54 条の 2 第 1 号、第 54 条の 3 第 2 号若しくは第 54 条の 4 第 4 号の規定により置くべき従業者(以下この第 3 において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が 100 分の 35 以

上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第 66 条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第 66 条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が 100 分の 75 以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が 100 分の 30 以上であること。

5 欠席時対応加算 94 単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のロを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

6 専門的支援実施加算 150 単位

注 理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が

定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービス計画に位置付けられた指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの日数に応じ1月に2回、4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているとき又は1の注10のイ若しくはロを算定していないときは、加算しない。

6の2 強度行動障害児支援加算

イ 強度行動障害児支援加算(Ⅰ) 200単位

ロ 強度行動障害児支援加算(Ⅱ) 250単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所(1の注10のイ又はロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービス事業所に限る。)において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該基準に定める区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

6の3 集中的支援加算 1,000単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

6の4 人工内耳装用児支援加算 150単位

注 言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している就学児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある就学児(以下この注において「視覚障害児等」という。)との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所等において、視覚障害児等に対して、指定放課後等デイサービス等

を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

7 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(Ⅰ)

(1) 行動上の課題を有する就学児の場合 90 単位

(2) 著しく重度の障害を有する就学児の場合 120 単位

ロ 個別サポート加算(Ⅱ) 150 単位

ハ 個別サポート加算(Ⅲ) 70 単位

注

1 イの(1)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児として別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの(2)又は1のロを算定しているときは、加算しない。

1の2 イの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、行動上の課題を有する就学児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

1の3 イの(2)については、著しく重度の障害を有する就学児として別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの(1)又は1のロを算定しているときは、加算しない。

2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、子ども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、指定放課後等デイサービス事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連携して指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

7の2 入浴支援加算 70 単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児(以下この第3において「医療的ケア児」とい

う。)又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

7の3 自立サポート加算 100単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を加算する。

7の4 通所自立支援加算 60単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児に対して、自立して指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に通うことができるよう、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している就学児については、算定しない。

8 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 32単位

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63単位

ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125単位

ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)

(1) 看護を受けた就学児が1人 800単位

(2) 看護を受けた就学児が2人 500単位

(3) 看護を受けた就学児が3人以上8人以下 400単位

ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)

(1) 看護を受けた就学児が1人 1,600単位

(2) 看護を受けた就学児が2人 960単位

(3) 看護を受けた就学児が3人以上8人以下 800単位

ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) 500単位

ト 医療連携体制加算(Ⅶ) 250単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児に

については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児については、算定しない。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のロを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ハ又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のロを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者^{かくたん}に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの

(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している場合は、算定しない。

7 トについては、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機

関等との連携により、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか若しくは1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している就学児であるとき又は1の注9のイ若しくはロを算定しているときは、算定しない。

9 送迎加算

イ 就学児(1のロを算定している就学児を除く。注1から注1の3までにおいて同じ。)に対して行う場合 54単位

ロ 就学児(1のロを算定している就学児に限る。以下このロ、注2及び注3において同じ。)に対して行う場合

(1) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40単位

(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である就学児(以下この第3において「中重度医療的ケア児」という。)の場合 80単位

注

1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等(学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、中重度医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 注1から注3までに規定する送迎加算の算定については、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で就学児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

10 延長支援加算

イ 指定放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を行う場合(ロに規定する場合を除く。)

(1) 就学児の場合((2)に規定する場合を除く。)

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 123単位

(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 256単位

ロ 法第6条の2の2第3項に規定する内閣府令で定める施設(指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。)において就学児に対し延長支援を行う場合

(1) 就学児の場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。)

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 123単位

(2) 医療的ケア児の場合((3)に規定する場合を除く。)

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 256単位

(3) 重症心身障害児の場合

(一) 延長時間1時間未満の場合 128単位

(二) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(三) 延長時間2時間以上の場合 256単位

ハ 共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所におい

て就学児に対し延長支援を行う場合

- (1) 就学児の場合((2)に規定する場合を除く。)
 - (一) 延長時間 1 時間未満の場合 61 単位
 - (二) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 92 単位
 - (三) 延長時間 2 時間以上の場合 123 単位
- (2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合
 - (一) 延長時間 1 時間未満の場合 128 単位
 - (二) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 192 単位
 - (三) 延長時間 2 時間以上の場合 256 単位

注

1 イ並びにロの(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス(当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この10において「延長支援」という。)を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。この10において同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 イ又はロの(1)若しくは(2)を算定する指定放課後等デイサービス事業所において、延長支援について、就学児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イの(1)又はロの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については61単位を、イの(2)又はロの(2)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

3 ロの(3)及びハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10の2 関係機関連携加算

- イ 関係機関連携加算(Ⅰ) 250 単位
- ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) 200 単位

ハ 関係機関連携加算(Ⅲ) 150 単位

ニ 関係機関連携加算(Ⅳ) 200 単位

注

1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)をいう。)、専修学校(同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する専門課程及び一般課程を除く。)をいう。)その他の就学児が日常的に通う施設(以下この注において「学校等施設」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児に係る放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、1の注10のイ又はロを算定していないときは、算定しない。

2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、学校等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の学校等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

10の3 事業所間連携加算

イ 事業所間連携加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 事業所間連携加算(Ⅱ) 150 単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る就学児が、複数の指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を

加算する。

10 の 4 保育・教育等移行支援加算 500 単位

注

1 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児が当該指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の退所後に通うこととなる集団生活を営む施設(他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(以下この注において「保育・教育等移行支援」という。)を行った場合に、当該退所した就学児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。

2 移行先施設に通うことになった就学児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった就学児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

10 の 5 共生型サービス医療的ケア児支援加算 400 単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、8の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(イ)イ 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(イ)ロ 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の1000分の161に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 152 に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数

へ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 119 に相当する単位数

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1 日につき) 1,066 単位

注

1 指定居宅訪問型児童発達支援事業所(指定通所基準第 71 条の 8 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において、指定居宅訪問型児童発達支援(指定通所基準第 71 条の 7 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が 30 分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画(指定通所基準第 71 条の 14 において準用する指定通所基準第 27 条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。)に基づき、支援に慣れるために指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 従業者の員数が別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別に子ども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第 71 条の 14 において準用する指定通所基準第 27 条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70

(二) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50

(3) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第 71 条の 14 において準用する指定通所基準第 26 条の 2 に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100 分の 85

4 別にこども家庭庁長官が定める地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員(指定通所基準第71条の8第1項第1号に規定する訪問支援員をいう。以下同じ。)が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

1の2 訪問支援員特別加算

イ 訪問支援員特別加算(Ⅰ) 850単位

ロ 訪問支援員特別加算(Ⅱ) 700単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1の3 家族支援加算

イ 家族支援加算(Ⅰ)

(1) 障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合

(一) 所要時間1時間以上の場合 300単位

(二) 所要時間1時間未満の場合 200単位

(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位

(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(Ⅱ)

(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位

(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注

1 指定通所基準第 71 条の 8 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助を行った場合に、イについては 1 日につき 1 回及び 1 月につき 2 回を限度として、ロについては 1 日につき 1 回及び 1 月につき 4 回を限度として、それぞれイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業所が指定通所基準第 2 条第 13 号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第 4 条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所基準第 72 条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち 1 以上の事業と指定通所基準第 71 条の 7 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第 1 の 2 に規定する家族支援加算のイ、別表 2 経過的通所給付費等単位数表第 1 の 2 に規定する家族支援加算のイ、同表第 2 の 2 に規定する家族支援加算のイ又は同表第 3 の 2 に規定する家族支援加算のイ、第 3 の 2 に規定する家族支援加算のイ及び第 5 の 1 の 4 に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が 1 日につき 1 回又は 1 月につき 4 回を超えているときはイを、第 1 の 2 に規定する家族支援加算のロ、同表第 1 の 2 に規定する家族支援加算のロ、同表第 2 の 2 に規定する家族支援加算のロ又は同表第 3 の 2 に規定する家族支援加算のロ、第 3 の 2 に規定する家族支援加算のロ及び第 5 の 1 の 4 に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が 1 日につき 1 回又は 1 月につき 4 回を超えているときはロを算定しない。

1 の 4 多職種連携支援加算 200 単位

注 異なる専門性を有する 2 以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する 2 以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。

1 の 5 強度行動障害児支援加算 200 単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 通所施設移行支援加算 500 単位

注 指定通所基準第 71 条の 8 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、

指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第 71 条の 14 において準用する指定通所基準第 24 条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1 から 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 150 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1 から 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 156 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1 から 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数

第 5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費(1日につき) 1,071 単位

注

1 指定保育所等訪問支援事業所(指定通所基準第 73 条に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。以下同じ。)において、指定保育所等訪問支援(指定通所基準第 72 条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

1 の 2 指定保育所等訪問支援の提供時間が 30 分未満のものについては、保育所等訪問支援計画(指定通所基準第 79 条において準用する指定通所基準第 27 条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。)に基づき、周囲の環境に慣れるために指定保育所等訪問支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満の指定保育所等訪問支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第 79 条において準用する指

定通所基準第 27 条の規定に従い、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70

(二) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50

(2) 同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100 分の 93

(3) 従業者の員数が別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別に子ども家庭庁長官が定める割合

(4) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第 79 条において準用する指定通所基準第 26 条第 7 項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100 分の 85

3 別に子ども家庭庁長官が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第 79 条において準用する指定通所基準第 44 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定通所基準第 79 条において準用する指定通所基準第 45 条第 2 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第 79 条において準用する指定通所基準第 38 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

1 の 2 訪問支援員特別加算

イ 訪問支援員特別加算(Ⅰ) 850 単位

ロ 訪問支援員特別加算(Ⅱ) 700 単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、当該基準に適合する者が指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1 の 3 初回加算 200 単位

注 指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管

理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

1の4 家族支援加算

イ 家族支援加算(Ⅰ)

(1) 障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合

(一) 所要時間1時間以上の場合 300単位

(二) 所要時間1時間未満の場合 200単位

(2) 指定保育所等訪問支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位

(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(Ⅱ)

(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位

(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注

1 指定通所基準第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助等を行った場合に、イについては1日につき1回及び1月につき2回を限度として、ロについては1日につき1回及び1月につき4回を限度として、それぞれイ又はロに掲げる場合に並び、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第5において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第1の2に規定する家族支援加算のイ、別表2経過的通所給付費等単位数表第1の2に規定する家族支援加算のイ、同表第2の2に規定する家族支援加算のイ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第3の2に規定する家族支援加算のイ及び第4の1の3に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第2の2に規定する家族支援加算のロ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第3の2に規定する家族支援加算のロ及び第4の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

1の5 多職種連携支援加算 200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に

対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定保育所等訪問支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の6 ケアニーズ対応加算 120単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 強度行動障害児支援加算 200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の8 関係機関連携加算 150単位

注

1 指定保育所等訪問支援事業所において、訪問先の施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(以下この注において「児童相談所等関係機関」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で障害児の心身の状況、生活環境その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の訪問先の施設及び児童相談所等関係機関との連絡調整並びに必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第1の12の2に規定する関係機関連携加算のハ、第3の10の2に規定する関係機関連携加算のハ、別表2経過的通所給付費等単位数表第1の16に規定する関係機関連携加算のハ、同表第2の16に規定する関係機関連携加算のハ又は同表第3の15に規定する関係機関連携加算のハを算定しているときは、算定しない。

2 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実

施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1 から 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 150 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1 から 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 156 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1 から 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数

別表 2

(令 6 こども庁告 3・追加・一部改正、令 6 こども庁告 16・令 7 こども庁告 2・令 7 こども庁告 5・令 8 こども庁告 5・一部改正)

経過的障害児通所給付費等単位数表

第 1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費(1 日につき)

イ 時間区分 1(指定児童発達支援の提供時間が 30 分以上 1 時間 30 分以下。以下この第 1 において同じ。)

(1) 医療的ケア区分 3

(一) 利用定員が 20 人以下の場合 3,364 単位

(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 3,178 単位

(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 3,066 単位

(四) 利用定員が 41 人以上の場合 2,970 単位

(2) 医療的ケア区分 2

(一) 利用定員が 20 人以下の場合 2,348 単位

(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 2,162 単位

(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 2,050 単位

(四) 利用定員が 41 人以上の場合 1,954 単位

(3) 医療的ケア区分 1

(一) 利用定員が 20 人以下の場合 2,010 単位

(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 1,824 単位

- (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,712 単位
- (四) 利用定員が 41 人以上の場合 1,616 単位
- (4) (1) から (3) までに該当しない障害児について算定する場合
- (一) 利用定員が 20 人以下の場合 1,332 単位
- (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 1,146 単位
- (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,035 単位
- (四) 利用定員が 41 人以上の場合 938 単位

ロ 時間区分 2(指定児童発達支援の提供時間が 1 時間 30 分超 3 時間以下。以下この第 1 において同じ。)

(1) 医療的ケア区分 3

- (一) 利用定員が 20 人以下の場合 3,397 単位
- (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 3,207 単位
- (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 3,092 単位
- (四) 利用定員が 41 人以上の場合 2,994 単位

(2) 医療的ケア区分 2

- (一) 利用定員が 20 人以下の場合 2,381 単位
- (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 2,191 単位
- (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 2,076 単位
- (四) 利用定員が 41 人以上の場合 1,978 単位

(3) 医療的ケア区分 1

- (一) 利用定員が 20 人以下の場合 2,043 単位
- (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 1,853 単位
- (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,738 単位
- (四) 利用定員が 41 人以上の場合 1,640 単位
- (4) (1) から (3) までに該当しない障害児について算定する場合
- (一) 利用定員が 20 人以下の場合 1,365 単位
- (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 1,175 単位
- (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,061 単位
- (四) 利用定員が 41 人以上の場合 962 単位

ハ 時間区分 3(指定児童発達支援の提供時間が 3 時間超 5 時間以下。以下この第 1 において同じ。)

(1) 医療的ケア区分 3

- (一) 利用定員が 20 人以下の場合 3,464 単位
- (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 3,265 単位
- (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 3,145 単位
- (四) 利用定員が 41 人以上の場合 3,041 単位

(2) 医療的ケア区分2

- (一) 利用定員が20人以下の場合 2,448 単位
- (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 2,249 単位
- (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 2,129 単位
- (四) 利用定員が41人以上の場合 2,025 単位

(3) 医療的ケア区分1

- (一) 利用定員が20人以下の場合 2,110 単位
 - (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 1,910 単位
 - (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 1,790 単位
 - (四) 利用定員が41人以上の場合 1,687 単位
- (4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合
- (一) 利用定員が20人以下の場合 1,432 単位
 - (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 1,233 単位
 - (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 1,113 単位
 - (四) 利用定員が41人以上の場合 1,009 単位

注

1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たっては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

3 指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、時間区分1の所定単位数を算定する。

4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

- (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- (3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85
- (4) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85
- 5 営業時間(指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間をいう。)が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。
- 6 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 9 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、難聴児のうち人工内耳を装着している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装着児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 利用定員が20人以下の場合 603単位
- ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 531単位
- ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 488単位
- ニ 利用定員が41人以上の場合 445単位
- 11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家

庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注 11 において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合

- (1) 利用定員が 30 人以下の場合 62 単位
- (2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 53 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上の場合 42 単位

ロ 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合(イに掲げる場合を除く。)

- (1) 利用定員が 30 人以下の場合 51 単位
- (2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 43 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上の場合 34 単位

ハ 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)

- (1) 利用定員が 30 人以下の場合 41 単位
- (2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 35 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上の場合 27 単位

ニ 児童指導員等を配置する場合(イからハマまでに掲げる場合を除く。)

- (1) 利用定員が 30 人以下の場合 36 単位
- (2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 31 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上の場合 24 単位

ホ その他の従業者を配置する場合

- (1) 利用定員が 30 人以下の場合 30 単位
- (2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 26 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上の場合 20 単位

12 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として 5 年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として 5 年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(以下この第 1 において「理学療法士等」という。)による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注 11 の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局

長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

- イ 利用定員が30人以下の場合 41単位
- ロ 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位
- ハ 利用定員が41人以上の場合 27単位

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(Ⅰ)

(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

- (一) 所要時間1時間以上の場合 300単位
- (二) 所要時間1時間未満の場合 200単位

(2) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位

(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(Ⅱ)

(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位

(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注

1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第4条の規定により旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者(栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。以下この第1において「旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第1において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、同表第3の2に規定する家族

支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

3 食事提供加算

イ 食事提供加算(Ⅰ) 30単位

ロ 食事提供加算(Ⅱ) 40単位

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の所得割の額を合算した額(同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。))が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6単位

注

1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で

配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(Ⅰ)

- (1) 利用定員が40人以下の場合 37単位
- (2) 利用定員が41人以上50人以下の場合 30単位
- (3) 利用定員が51人以上60人以下の場合 25単位
- (4) 利用定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 19単位
- (6) 利用定員が81人以上の場合 16単位

ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)

- (1) 利用定員が40人以下の場合 20単位
- (2) 利用定員が41人以上50人以下の場合 16単位
- (3) 利用定員が51人以上60人以下の場合 13単位
- (4) 利用定員が61人以上70人以下の場合 11単位
- (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 10単位
- (6) 利用定員が81人以上の場合 9単位

注

1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

7 欠席時対応加算 94 単位

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 専門的支援実施加算 150 単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

9 強度行動障害児支援加算 200 単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行うものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

10 集中的支援加算 1,000 単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪

問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

11 個別サポート加算(Ⅱ) 150 単位

注 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

12 入浴支援加算 55 単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

13 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 32 単位

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63 単位

ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125 単位

ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)

(1) 看護を受けた障害児が1人 800 単位

(2) 看護を受けた障害児が2人 500 単位

(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 400 単位

ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)

(1) 看護を受けた障害児が1人 1,600 単位

(2) 看護を受けた障害児が2人 960 単位

(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 800 単位

へ 医療連携体制加算(Ⅵ) 500 単位

ト 医療連携体制加算(Ⅶ) 250 単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行

った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハマまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハマまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者^{かくたん}に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している場合は、算定しない。

7 トについては、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医

療機関等との連携により、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。

14 送迎加算

イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40 単位

ロ 中重度医療的ケア児の場合 80 単位

注

1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として難聴児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

15 延長支援加算

イ 障害児の場合(ロに規定する場合を除く。)

(1) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 92 単位

(2) 延長支援時間2時間以上の場合 123 単位

ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

(1) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 192 単位

(2) 延長支援時間2時間以上の場合 256 単位

注

1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援(当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この注において「延長支援」という。)を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間

(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。以下この 15 において同じ。)に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

2 イ又はロを算定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が 30 分以上 1 時間未満となった場合には、イを算定している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については 61 単位を、ロを算定している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については 128 単位を、1 日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

16 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(Ⅰ) 250 単位

ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) 200 単位

ハ 関係機関連携加算(Ⅲ) 150 単位

ニ 関係機関連携加算(Ⅳ) 200 単位

注

1 イについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設(以下この注において「保育所等施設」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1 月に 1 回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1 月に 1 回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(以下この注 3 において「児童相談所等関係機関」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1 月に 1 回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第 2 条第 13 号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第 5 の 1 の 8 に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者

の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

17 事業所間連携加算

イ 事業所間連携加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 事業所間連携加算(Ⅱ) 150 単位

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

18 保育・教育等移行支援加算 500 単位

注

1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設(他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(以下この注において「保育・教育等移行支援」という。)を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。

2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

19 福祉・介護職員等处遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)イ 1から18までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)ロ 1から18までにより算定した単位数の1000分

の 158 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 1 から 18 までにより算定した単位数の 1000 分の 149 に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 1 から 18 までにより算定した単位数の 1000 分の 155 に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 18 までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1 から 18 までにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数

第 2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費(1 日につき)

イ 利用定員が 15 人以下の場合 1,352 単位

ロ 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合 1,057 単位

ハ 利用定員が 21 人以上の場合 939 単位

注

1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

1 の 2 指定児童発達支援の提供時間が 30 分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合別に子ども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第 27 条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70

(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第 26 条第 7 項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による

届出を行っていない場合 100 分の 85

(4) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第 26 条の 2 に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100 分の 85

3 営業時間(指定通所基準第 37 条に規定する運営規程に定める営業時間をいう。)が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

4 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第 44 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定通所基準第 45 条第 2 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第 38 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注 9 の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第 2 において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注 8 において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であつて専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 62 単位

ロ 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合(イに掲げる場合を除く。) 51 単位

ハ 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 41 単位

ニ 児童指導員等を配置する場合(イからハマまでに掲げる場合を除く。) 36 単位

ホ その他の従業者を配置する場合 30 単位

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(以下「理学療法士等」という。)による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(Ⅰ)

- (1) 利用定員が20人以下の場合 100 単位
- (2) 利用定員が21人以上の場合 80 単位

ロ 看護職員加配加算(Ⅱ)

- (1) 利用定員が20人以下の場合 200 単位
- (2) 利用定員が21人以上の場合 160 単位

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(Ⅰ)

- (1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - (一) 所要時間1時間以上の場合 300 単位
 - (二) 所要時間1時間未満の場合 200 単位
- (2) 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100 単位
- (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80 単位

ロ 家族支援加算(Ⅱ)

- (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80 単位
- (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60 単位

注

1 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第4条の規定により旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者(栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。以下この第2において「旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第2において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

3 子育てサポート加算 80単位

注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者が指定児童発達支援を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

4 食事提供加算

イ 食事提供加算(Ⅰ) 30単位

ロ 食事提供加算(Ⅱ) 40単位

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度(指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の所得割の額を合算した額(同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に

規定する所得割の額を合算した額をいう。)が 28 万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第 6 号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第 24 条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10 単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6 単位

注

1 イについては、一部改正府令附則第 4 条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第 4 条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 一部改政府令附則第 4 条の規定により置くべき児童指導員又は保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が 100 分の 75 以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事しているものの割合が 100 分の 30 以上であること。

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(Ⅰ)

- (1) 利用定員が 40 人以下の場合 37 単位
- (2) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 30 単位
- (3) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 25 単位
- (4) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 21 単位
- (5) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 19 単位
- (6) 利用定員が 81 人以上の場合 16 単位

ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)

- (1) 利用定員が 40 人以下の場合 20 単位
- (2) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 16 単位
- (3) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 13 単位
- (4) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 11 単位
- (5) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 10 単位
- (6) 利用定員が 81 人以上の場合 9 単位

注

1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を

行っていること。

8 欠席時対応加算 94 単位

注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1月につき当該指定児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

9 専門的支援実施加算 150 単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

10 集中的支援加算 1,000 単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

11 個別サポート加算(Ⅱ) 150 単位

注 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

12 入浴支援加算 55 単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

13 医療連携体制加算(Ⅶ) 250 単位

注 ^{かくたん} 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、^{かくたん} 喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注10のイ又はロを算定しているときは、算定しない。

14 送迎加算

イ 重症心身障害児の場合 40 単位

ロ 中重度医療的ケア児の場合 80 単位

注

1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

15 延長支援加算

イ 延長時間1時間未満の場合 128 単位

ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192 単位

ハ 延長時間2時間以上の場合 256 単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

16 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(Ⅰ) 250 単位

ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) 200 単位

ハ 関係機関連携加算(Ⅲ) 150 単位

ニ 関係機関連携加算(Ⅳ) 200 単位

注

1 イについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設(以下この注において「保育所等施設」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

17 事業所間連携加算

イ 事業所間連携加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 事業所間連携加算(Ⅱ) 150 単位

注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

18 保育・教育等移行支援加算 500 単位

注

1 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して、退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。

2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 1から18までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 1から18までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 1から18までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 1から18までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1から18までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

へ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1から18までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

イ 旧指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由児に対し指定児童発達支援を行

う場合 487 単位

ロ 旧指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 600 単位

ハ 旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定児童発達支援を行う場合 435 単位

ニ 旧指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 549 単位

注

1 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

1 の 2 指定児童発達支援の提供時間が 30 分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別に子ども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第 27 条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70

(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第 26 条の 2 に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100 分の 85

3 指定通所基準第 37 条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に子ども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

4 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第 44 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定通所基準第 45 条第 2 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第 38 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(Ⅰ)

(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

(一) 所要時間 1 時間以上の場合 300 単位

(二) 所要時間 1 時間未満の場合 200 単位

(2) 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合 100 単位

(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80 単位

ロ 家族支援加算(Ⅱ)

(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80 単位

(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60 単位

注

1 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、一部改正府令附則第 2 条の規定により旧指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者(以下この第 3 において「旧指定医療型児童発達支援事業所従業者」という。)又は旧指定発達支援医療機関に置くべき職員(以下この第 3 において「旧指定発達支援医療機関職員」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1 日につき 1 回及び 1 月につき 4 回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関が指定通所基準第 2 条第 13 号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第 71 条の 7 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第 72 条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち 1 以上の事業と指定通所基準第 4 条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第 3 において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第 3 の 2 に規定する家族支援加算のイ、第 4 の 1 の 3 に規定する家族支援加算のイ及び第 5 の 1 の 4 に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が 1 日につき 1 回又は 1 月につき 4 回を超えているときはイを、同表第 3 の 2 に規定する家族支援加算のロ、第 4 の 1 の 3 に規定する家族支援加算のロ及び第 5 の 1 の 4 に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が 1

日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

3 子育てサポート加算 80 単位

注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所従業者又は旧指定発達支援医療機関職員が指定児童発達支援を行う場면을観察又は当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

4 食事提供加算

イ 食事提供加算(Ⅰ) 30 単位

ロ 食事提供加算(Ⅱ) 40 単位

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度(指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の所得割の額を合算した額(同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。))が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定に係る障害児に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った当該旧指定医療型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10 単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6 単位

注

1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であるものを除く。注2において同じ。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。13において同じ。)又は旧指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は児童指導員であるものに限る。)(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 欠席時対応加算 94単位

注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧指定

医療型児童発達支援事業所従業者又は旧指定発達支援医療機関職員が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のロ又はニを算定している旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において1月につき当該児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

8 専門的支援実施加算 150 単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

9 集中的支援加算 1,000 単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

10 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(Ⅰ) 120 単位

ロ 個別サポート加算(Ⅱ) 150 単位

注

1 イについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 入浴支援加算 55 単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して

こども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

12 送迎加算

イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40 単位

ロ 中重度医療的ケア児の場合 80 単位

注

1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

13 保育職員加配加算 50 単位

注

1 保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。

14 延長支援加算

イ 肢体不自由児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合 61 単位

(2) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 92 単位

(3) 延長時間 2 時間以上の場合 123 単位

ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

(1) 延長時間 1 時間未満の場合 128 単位

(2) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 192 単位

(3) 延長時間 2 時間以上の場合 256 単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

15 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(Ⅰ) 250 単位

ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) 200 単位

ハ 関係機関連携加算(Ⅲ) 150 単位

ニ 関係機関連携加算(Ⅳ) 200 単位

注

1 イについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設(以下この注において「保育所等施設」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関が指定通

所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が就学予定の小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

16 事業所間連携加算

イ 事業所間連携加算(Ⅰ) 500単位

ロ 事業所間連携加算(Ⅱ) 150単位

注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

17 保育・教育等移行支援加算 500単位

注

1 旧指定医療型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧指定医療型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設(他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(以下この注において「保育・教育等移行支援」という。)を行った場合に、当該退所した障害児に対して、退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。

2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

18 福祉・介護職員等处遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲

げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 197 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 203 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 194 に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 1 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 184 に相当する単位数

へ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 150 に相当する単位数